

横浜家庭裁判所委員会議事概要

第1 日時

平成26年6月3日（火）午後1時30分～午後3時30分

第2 場所

横浜家庭裁判所大会議室（本館5階）

第3 出席者

（委員）五十音順，敬称略

延命政之，小野明男，葛西敬一，草野真人，小池喜彦，小村陽子，中田和之，中村行宏，西村則夫，仁平正夫，野地郁年，山川伸二，山本真実

（事務担当者）

首席家庭裁判所調査官，家事首席書記官，少年首席書記官，事務局長，総務課長，総務課課長補佐

（オブザーバー）

家事次席書記官

第4 テーマ

家事調停委員における人材の確保等について

第5 議事（以下，○委員，●裁判所委員，◆オブザーバー及び事務担当者）

1 事務局長から，テーマの趣旨等について，次のとおり説明

家事調停制度が始まってすでに65年を超えている。その意義や重要性が更に増していることは皆さんご存じのことと思う。家事調停事件については，裁判官1人と民間の良識のある人から選ばれた調停委員2人以上で構成される調停委員会が，当事者双方に事情を尋ねたり，意見を聴いたりして，双方が納得の上で問題を解決できるように，助言やあっせんをし，多くの家庭紛争の解決に力を発揮してきた。

家事調停においては，民間の良識のある家事調停委員が非常に重要な役割を担っている。しかし，昨今の社会状況の変化に伴い，家事調停委員のニーズはあるのに，給源や応募者が減少している。

そこで，過去のデータ等から浮かび上がってくる問題点について説明した上で，委員の皆様のお知恵や御意見をいただき，今後の人材確保等に生かしたい。

2 家事次席書記官から，家事調停制度の概要と家事調停委員の役割等について説明

3 総務課長から，家事調停委員の選任手続，過去5年間の任命状況及び家事調停委員に対する研修等について説明

4 意見交換

(1) 男性調停委員，女性調停委員の確保について

- 専門職以外で具体的にどのような職業の人が調停委員になっているのか。供給源を明らかにして，そこへの働きかけが必要だと思う。

- 男性と女性で異なる。
 - 男性の場合は、大企業を退職した人や調停委員の先輩から勧められたという人が多い。
 - しかし、近年は、年金支給時期繰り下げや景気の影響か、応募者が少なくなった。
 - 女性の場合は、出産を契機に退職し、育児を終えた比較的若い40代の方が社会に貢献したいと応募してきて、70歳まで務められる方が多かった。
 - しかし、女性も、産休、育休制度が充実して仕事を続ける人が多くなったのか、次第に応募してくる人が少なくなってきた。
- ◆ 職種としては、男性は、金融関係、銀行、製鉄会社、航空会社、ビール会社等いろいろであり、学校の校長経験者もいる。
 - 女性も、特定というのではなく、学校の先生や生活相談員経験者が応募してきている。
- 応募者側が裁判所の調停委員の募集を知った経緯や状況を教えていただきたい。
- 面接過程で伺ったところでは、調停委員になった先輩からやりがいがある仕事だと勧められたという人が多く、ロコミが中心である。
- マスコミを利用して、調停委員の仕事や中身を特集してもらおう試みをしたことはあるか。
- ◆ マスコミ等へ調停委員を募集しているという形の広報をしたことはない。
- 給源の問題にかかわると思う費用弁償、日当や月の勤務回数を教えていただきたい。
- ◆ 厳密な数字はとっていないが、調停委員個々が持っている事件数が平均約20件で、1カ月間の勤務回数が10回から12回が平均的などところと思う。ただし、その他に事前準備等のため登庁することもある。
- それでは、調停委員で飯を食おうという仕事ではないと理解してよろしいか。
- ◆ 任命される際の説明で、給与をもらうとの認識ではなく、ボランティアという認識でお願いしている。
- ボランティアを前提として、給源を探っていくことが現実的であると考えている。
 - 横浜市の社会福祉協議会の権利擁護担当理事として市民後見人に関わっているが、市民後見人も同様にボランティア的な立場にある。
 - そこで、市民後見人になろうとしている人や民生委員、あるいはボランティア団体等に家庭裁判所からアウトリーチすることも一つの方法と思う。
- 調停委員になりたい人の側で考えると、誰でもできる仕事ではない、人格識見と言われても分かりにくいと思う。裁判所で面接する際の観点を教えていただきたい。
- 公平さと人の話を聞くことが一番大切であり、いけないのは、威張る人、男女観に甚だしく偏りのある人である。円満な人柄と、合意形成に対する熱意があればいい。
- 法律の知識は必要か。
 - 必要ない。調停委員は、利害が対立する、厳しい意見の衝突を調整する立場にあるから、委員になった後も法律的な勉強や裁判所の研修等を受け、それを生かして当事者を説得することが必要である。勉強しようとする意欲、やる気が重要である。
- 福祉関係の仕事をしている立場から、家事事件の内容は、まさに福祉の現場のい

ろいろな相談機関等で日々やりとりをしている内容と同じであると思う。

そうすると、福祉の相談機関での経験のある人が調停委員になることも、資格や適性の上で望まれるところではないかと考える。

そこで、そういった経験者、資格者が家事調停委員になっているか聞きたい。

仮に、そういう経歴の方が少ないのであれば、退職前に家事調停委員の仕事の情報が入ってくると、一つの第2の人生の活躍の場として選択をされる方が増えてくると思う。

- ◆ 正確な人数等はお伝えできないが、相談員を経験された方が調停委員として活躍されている。

- 事件の内容によって、いろいろな経験を持つ方の中からどのような観点で事件を振り分けるかをお聞きしたい。

ある程度のレベル、内容を確保するためには、ある基準でその事件について、この調停委員は向いているというものがあると思う。要は数だけ集まればいいという問題ではないだろう。その基準や観点によって働きかけの方向も変わってくると思う。

- 遺産分割等専門的な財産関係の事件は弁護士、司法書士の委員を中心に指定することがあるが、それ以外は一般の夫婦間の紛争がほとんどであることから、皆さんに同じようをお願いしている。

- 財産関係以外の離婚や面会交流等の家事事件については、レベルが異なる一般の調停委員から、研修を受けた人を入れる、ベテランと新任を組むという工夫はあるかもしれないが、非常に個人的な資質にかかわるのではないと思う。家族とはどうあるべきか、子供はこうあるべきだ、親はどうだとかという、個人的な考え方はみんなそれぞれ異なっているから、それぞれの考え方で調整することになる。

とすると、場合によっては調停できない、うまくいかない場合もあるのではない。そういうことから調停委員は専門職なのだろうと思う。一般の人の仲裁のようなレベルで考えてはいけないと思う。

働く女性、専業主婦、育児等で仕事を辞め家庭に入る人、それなりにいろいろな感情の対立がある中で、どういう人を調停委員として呼べばいいのかが今一つイメージできない。

- 離婚を主旨とした家事調停の場合には、調停委員は離婚を前提にして、子供の養育費、財産分与、離婚が成立するまでの婚姻費用の分担等を争点に進行することが多く、それらには一応の基準がある。

したがって、調停委員の夫婦観等に左右されるものではなく、そういう基準や実情をわかりやすく説明できる人であれば、十分である。

- 面会交流のあり方や親権の適格性についても相当程度理論が確立していて、個人の価値観によって違うということはなくなってきているから、それを柔軟に受けとめて理解することのできる方であればできる。

また、子どもの問題等専門的な問題になれば、裁判所の家庭裁判所調査官から専門的知見が得られて、その家庭裁判所調査官が参加するというシステムもある。

そういう意味でも、今の理論や基準の到達点を勉強する、自分の身につけるとい

う意欲と力があればできるということである。

- 離婚事件の女性の依頼者には、争いの中でどうしたらいいのかと悩み切っている人がいる。調停委員の接し方次第でその人の気持ちがすごく落ち着いて冷静に考えられるというケースもよくある。法律的な知識よりも人間としてきちんと扱っていただけたのかどうか、重要なファクターになっているように思う。

DVをされて離婚をしたいという場合は、その男性のにおいがするだけで嫌悪を感じて調停室にも入れないケースもあった。その場合も調停委員の男性と女性のバランスでうまく、穏やかにその方の気持ちに寄り添いながら、ここでお話ししないとこの結論は導き出せないのだから、ちょっとその辺は押さえていただいて、同席はしませんからねという話をしながら、進行して、最終的に成立した。

調停委員の人間力、人の気持ちがわかり、その気持ちにどう対応したらその方がどういうふうになっていくのかということがわかる方が一番いいのではないかなと思う。

法律的な知見は、次の問題であると思う。調停委員会で議論する際に裁判官からヒントを得て、方向性をきちんと見極めていけば、資質や知見としては高くなくてもいい。むしろ、人間性というか、当事者の立場でどういう悩みがあるのかということが理解できればいいと思う。

- 調停というのは、始まってみないとどのような性格を持ったケースなのかかわからない。ところが、調停委員は調停期日が決まる前の段階で裁判官が指定することになっているから、このケースはこの調停委員が適当だという形での調停委員の指定はできないと思うが、いかがか。

- そのとおりである。

- 福祉業界も従事者が人材不足で、一般的なボランティアもなかなか集まらない。団塊の世代が退職したが、ボランティア活動にはつながらなかった。先ほど話にでた民生委員は県内に約1万1千人いるが、女性の割合が高まり、高齢化も進んでいる。地域によっては、充足していないという状況が起きている。

そこで、一定の経歴と実績を持っている方が調停委員につながるとすると、ターゲットをどこにするか、絞る必要もあった。

そのときに調停委員の役割や資質等求められるものをどこまで周知していくのか、どういったところに周知していくのか、その周知方法が重要ではないかと感じた。

- ターゲットを今どこに絞るかという話があったが、私の周りを考えてみて、PTAはどうだろうか。PTA会長をしている方は、人間関係の調整能力やボランティア意識もあり、人をまとめるのが上手い。この人の言うことなら信頼できると思わせる方が多いと思う。

難しいかもしれないが、教育委員会と提携して、学校関係者や保護者でいい人がいたら裁判所に紹介してもらいたいかなと思った。

また、簡易裁判所等の民事調停委員が、特定調停が少なくなって事件の数が減っているという話を聞いた。民事調停委員で家事もやれそうな資質のある方を紹介してもらえないのかと思ったが、いかがか。

- 家庭裁判所は夫婦関係や親族の争い、民事は民事の争いについて、適当な知識や人柄を持った人が調停委員になっているから、民事調停が減ったから当然のように家庭裁判所にとすることは難しいと考える。

しかし、これだけ応募者が少ない現状では、検討の余地はあろう。

- 家事調停をやりたいという意欲のある方については、積極的に問合せをしていただくのがいいと思う。
- 週3日以上勤務可能な方という条件が説明にあったが、条件から外せないか。女性の方や定職を持っている方は3日以上勤務を条件とするとできないと思うのではないか。条件から外すと希望者がもう少し増えると思う。
- ◆ 規則等で定めがあって決めているわけではなく、調停期日を指定するときに、日にちの間を大きくあけることなく指定できるように、横浜家庭裁判所として3日以上勤務が可能な方ということを募集の中で話している。
- 2日とかではまずいというわけではない。
- 仕事等でなかなか休めない当事者が多く、調停委員までがなかなか来られなくて期日が相当先になることを避けるよう考慮して、3日程度は勤務できる人としている。
- ◆ 補足すると、勤務が少ない方でも、事前に予定が組めて調整がつく方については、考慮している。
- 調停委員は、離婚等個人の人生にかかわる問題に接する立場なので、ストレスが相当大きいだろうと思う。そういう意味でも、学校長の経験者とか、これまで保護者や同僚等さまざまな人と接してきたような経験のある方々に積極的に働きかけるとか、教育委員会等に働きかけると、いい人材も集められ、ターゲットをきっちり据えられると思う。
- 教育現場に携わっていて、今の子供や保護者の感情の対立を考えると、難しい世の中で調整するには、人間力というものの必要性を感じる。家事調停の話を知っていると、調停委員もしっかりしたものを持っていないと、簡単にできるものではないと思う。

教育現場の先生方は、調停委員という職は知っているが、その方がどのように選ばれているかは知らないと思う。

調停委員としてこういう方はどうだろう、こういうふうにしてやっていただけるといことが伝わらないと、先には進まないと思う。

個人の希望からだけでなく、属している地域やその中の団体からの推薦を得るよう広く周知をしていくことも考える必要があるのではないか。

(2) 地域への対応

- 小田原等の支部への応募者が少なく、適任者も少ない。本庁希望の人をお願いして各支部の所属としている実情がある。よい方法はないだろうか。
- 各地域の学校や教育委員会へ推薦依頼や宣伝という働きかけをすることが一番早いと思う。

しかし、推薦された者が落とされると推薦しにくい。裁判所側も、推薦された方は落とすしにくいと思う。とすると、資質が下がることもあると思う。

第6 次回テーマについて

横浜家庭裁判所における教育的措置～再非行防止に向けて～

第7 次回期日について

平成26年12月2日（火）午後1時30分より

横浜家庭裁判所大会議室（本館5階）